

穴吹カレッジ歯科衛生士奨学生制度募集要項

1. 奨学金制度の目的

この制度は、歯科衛生士の不足する香川県内の別に定める指定地域にある歯科医療機関等において、将来、歯科衛生士としての業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸し付けることにより就学援助し、香川県内における必要な歯科衛生士を確保するとともに、就業する歯科衛生士の地域偏在を是正することを目的とする。

2. 応募資格

- (1) 穴吹医療大学校歯科衛生学科に入学予定の者。
- (2) 将来、香川県内の別に定める指定地域にある歯科医療機関等に従事する予定の者。
- (3) 学業成績が優秀で卒業までの進級が十分見込める者。

3. 奨学金の内容

- (1) 奨学金の種類 金銭貸与（無利子）
- (2) 貸与額 500,000円（年間）
- (3) 貸与期間 正規の最短就学期間

4. 令和6年度奨学生採用予定数

7名

※他の学内の免除制度との重複採用とはなりません。

（親族入学優遇制度を除く）

5. 応募方法

奨学金を希望する者は、入学願書提出時に下記の書類を提出すること。なお、提出についてはWEB上の出願ページでアップロードでも可とするが、採用された場合原本を提出すること。

・歯科衛生士奨学生制度申請書

6. 申込書受付期間、選考及び通知

選考方法は、書類、学科試験及び面接を行い、奨学生選考委員会の選考を経て、学校長が決定する。選考結果は、本人あてに通知する。

申込受付期間 令和5年9月1日～令和6年3月19日

7. 採用手続き

- (1) 奨学生として採用を決定された者は、前項の通知を受けた日から 14 日以内に所定の手続きをしなければならない。
- (2) 奨学金を申込み者は、連帯保証人を立てなければならない。

8. 奨学金の貸与

(1) 貸与開始

奨学生が入学した年度の4月から開始する。

(2) 貸与方法

毎年度 4 月 25 日（25 日が土日祝の場合は翌営業日）に 4 月から 9 月分として 26 万円、10 月 25 日（25 日が土日祝の場合は翌営業日）に 10 月から 3 月分として 24 万円を指定口座に振り込むことで交付とする。

9. 奨学金の返還

奨学金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則、貸付金の全額を一括で返還しなければならない。

- (1) 奨学金の貸付けをする旨の契約が解除されたとき。
- (2) 正当な理由がなく、学校を卒業後2年以内に歯科衛生士の免許を取得しなかったとき。
- (3) 正当な理由がなく、歯科衛生士の免許取得後、6か月以内に指定地域の歯科医療機関等での就業を開始しなかったとき。
- (4) 指定地域の歯科医療機関等で就業を開始した後、規程で定める期間、指定地域の歯科医療機関等において業務に従事しなかったとき。
- (5) その他奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

10. 奨学金の返還免除

奨学金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務の全部を免除する。

- (1) 歯科衛生士の免許取得後、指定地域の歯科医療機関等に6カ月以内に就職し、以後3年間、業務に従事したとき。（短時間労働者（雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第3号）第 110 条第3項に規定する短時間労働者をいう。）を除く）
- (2) 業務上の事由にて死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。
- (3) 奨学生が指定地域の歯科医療機関等に就職する意思があるにもかかわらず、当該指定地域の歯科医療機関等の求人が無かったとき。

2 前項に規定する場合を除くほか、学校長は、奨学生が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったときは、奨学金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

※指定地域：高松地域以外(高松市以外)